

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（平成31年4月）

ページ	訂正・変更・追記等の箇所	新しい内容																					
11	自動車運転免許取得補助 (対象者一部削除)	対象者 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの18歳以上の方 → 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方																					
	所得税・住民税の所得控除 (名称の変更)	表題「所得税・住民税の所得控除」→「所得税・個人住民税の所得控除」へ変更 市・県民税→個人住民税へ変更 ※以降の住民税→個人住民税へ変更 表の下段追記 ※前年の12月までに上記手帳の交付を申請された方は、控除の適用を受けられる場合があります。																					
12	障害者手帳等申請用診断書作成料助成 (一部追記)	(内容) ※新規申請、障害変更の申請は対象とはなりません。 →新規申請、障害変更、等級変更の申請は対象とはなりません。 (対象者) 中国残留邦人支給給付→中国残留邦人等支援給付																					
14	日常生活用具の給付 (追記)	(内容) ただし書きの追記 → <u>ただし、それぞれの用具に対して、耐用年数が定められており、耐用年数を経過した場合は、再給付することが可能です。</u> ・在宅療養費支援用具：動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）の対象者欄に次の文言を追記→「難病患者かつ、人工呼吸器の装着が必要な方」																					
15	日常生活用具の給付 「情報・意思疎通支援用具」内へ (追記)	13段目「聴覚障害者用情報受信装置」と14段目「人口内耳用外部装置」の間の欄に次の項目を挿入 種 目： 視覚障害者用音声色彩識別装置（耐用年数6年） 対象年齢： ----- 対 象 者： 視覚障害者 対象等級： 視覚障害1、2級 限 度 額： 47,000円																					
16	住宅改造助成 (申請に必要なもの：追記) (対象者・助成額：削除)	(申請に必要なもの)：追記→②が、収支予算表 現状②～⑦が③～⑧へと、ひとつずつずれる。 (対象者) → ③生計中心者の前年所得が500万円以下である方を削除し④を③に訂正。 (助成額) → ▶市民税課税世帯 対象となる工事に要した費用の2分に1。上限50万円を削除																					
17	補装具 (一部変更追記)	(内容) 1行目 購入や修理→購入・借受け及び修理																					
18	福祉電話の貸与(削除)	※事業の廃止																					
19	車いすの貸与 (追記)	③印鑑→⑧印鑑 (申請に来られる方の印鑑)																					
	意思疎通支援事業 (連絡先変更)	・香川県要約筆記サークルゆうあい TEL番変更 → TEL：050-3717-6566 FAX：087-883-6566																					
	点字・声の広報等 (内容の一部変更)	・点字広報：香川県視覚障害者協会主催の各種行事 → 香川県視覚障害者協会からの、お知らせ ・声の広報：香川県視覚障害者協会等 → 香川県視覚障害者協会																					
20	保育園・認定こども園・幼稚園・ 地域側保育の入所入園	対象者：1歳～就学前の児童→0歳～就学前の児童																					
	授業料又は保育料の減免	・内 容：～減免を受けることができます。→減免を受ける場合があります。 ・対象者：～一定の額(※)に満たない世帯(生活保護世帯を除く) → <u>～一定の額(※)に満たない世帯</u> (生活保護世帯を除く時もあります。提出による保育料の変更はない)																					
	就業等教育相談  	※手帳がない場合も、ご相談いただけます。(5歳児保護者、希望者全員可能)																					
	特別支援学校   	※手帳がない場合も、ご相談いただけます。 平成29年度実績→平成30年度実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>知的障がい</th> <th>肢体不自由</th> <th>病弱・身体虚弱</th> <th>弱視</th> <th>難聴</th> <th>自閉症・情緒障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校49校</td> <td>45校55学級</td> <td>20校20学級</td> <td>24校24学級</td> <td>4校 4学級</td> <td>10校10学級</td> <td>47校65学級</td> </tr> <tr> <td>中学校23校</td> <td>19校20学級</td> <td>5校 5学級</td> <td>8校 8学級</td> <td>2校 2学級</td> <td>1校 1学級</td> <td>21校25学級</td> </tr> </tbody> </table> (平成30年度実績)		知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・情緒障がい	小学校49校	45校55学級	20校20学級	24校24学級	4校 4学級	10校10学級	47校65学級	中学校23校	19校20学級	5校 5学級	8校 8学級	2校 2学級	1校 1学級	21校25学級
		知的障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・情緒障がい																
小学校49校	45校55学級	20校20学級	24校24学級	4校 4学級	10校10学級	47校65学級																	
中学校23校	19校20学級	5校 5学級	8校 8学級	2校 2学級	1校 1学級	21校25学級																	
進級指導教室	※手帳がない場合も、ご相談いただけます。 ・設置校(平成29年度)→設置校(平成30年度)																						
21	市営住宅入居時の要件の緩和 (名称の変更)	・(窓口)：住宅課→市営住宅課																					
24	障害福祉サービス等 (軽減制度)	「軽減制度」の「高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費」と「地域生活支援事業利用者負担額助成金」の間に、次の事項を追記 ・「 新高額障害福祉サービス等給付費 」 65歳に達成する日前5年間にわたり、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した、障害福祉サービスに類似する介護保険サービスの利用負担額が新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。																					
25	ワンストップ相談 (就労支援サービス) ※(開設日：内容変更)	毎月 第1金曜日 第3金曜日 (13:30～15:30) → 毎月 第3金曜日 (11:00～12:00)																					
26	成年後見制度 (一部変更)	(窓口) 高松家庭裁判所 TEL変更→TEL 851-1942 TEL 851-1903(既に制度を利用されている方)																					
29	基幹相談支援センター (一覧の下に追記)	※相談できる日時 月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00																					